

事業主の方へ

退職金は国の制度を上手に活用!



「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立なので管理も簡単です。また、短時間労働者（パートタイマー）や家族従業員も加入できます。

◆問い合わせ先

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-11234

「家庭の省エネ」をアドバイスする「うちエ」診断」の受診者を募集しています



滋賀県では、環境省認定の公的資格を持つ「うちエ」診断士が自治会や地域に向き、各家庭に合った節電・省エネ対策のアドバイスを無料で行なっています。省エネ対策は、光熱費等の削減につながります。自治会や企業等で「省エネ・節電提案会」の開催を希望される方、または個人で「うちエ」診断」の受診を希望される方は、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターまでご連絡ください。

【募集人数】先着150名まで

【募集締切】平成30年12月上旬（定員に達し次第募集を締め切ります。）

◆問い合わせ先 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター

☎077-569-53001 FAX 077-569-5304

E-mail ondanka@ohmi.or.jp

特定商取引法は消費者被害を防ぎ、救済する工夫ができる法律です

◎特定商取引法は事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることが目的とする法律です。事業者の不適切な勧誘、取引を取り締まる為のトラブル防止・解決のための「民事ルール」として、クーリング・オフ等）を定めています。クーリング・オフとは、いったん契約した場合でも、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。ただし、「お店で購入した商品」「通信販売」では、クーリング・オフの制度は適用されません。次の通り特定商取引法が改正されました。

【主な改正内容】

①アポイントメントセールスの誘引方法の追加

消費者に「勧誘目的であることを告げない」または「他人より有利な条件で契約できる」などとだまして、営業所やその他の場所に呼び出して勧誘することが禁止されました。また、今回の改正では、その呼び出しの方法として新たに携帯電話での勧誘方法「SNS」も追加されました。

②借入や預貯金の引出し等に関する禁止行為

契約を結ぶ時に事業者が年取や預貯金など虚偽の申告をさせる等消費者に迷惑となる勧誘をする行為が禁止になりました。

また、消費者の意思に反して事業者が銀行やATM機などに連れて行く行為も禁止されました。

③取消権のできる期間が、6カ月から1年へ延長

特定商取引の各種契約の取り消しができる期間は、追認（だまされたと感じた時点）から1年に延長されました。

④通信販売のファクシミリ広告での送り付け禁止規制

通信販売の広告をファクスほか電子メールで一方向的に送り付けるケースが多発し、今回の規制の対象となりました。

⑤通信販売の定期購入契約に関する表示義務の追加

インターネット通販の定期購入に関するトラブルが多発しています。今回、新たにインターネット通販の申込時に定期購入契約の主な内容の全てを一画面上で確認できるよう表示する義務が追加されました。

例として、インターネット注文をするとき「最終確認ボタン」と「支払総額」や「契約期間」など契約内容の詳細表示を離れた場所に表示することは禁止されました。

⑥電話勧誘販売における過量販売規制

一度に大量に買わせるタイプだけでなく、次から次へと販売する業者が「消費者の保有している分量」や「これまでの取引履歴」を知っていた場合で勧誘を行った時には、販売規制の対象となりました。

⑦美容医療契約の特定継続的役務提供への追加

特定継続的役務提供とは、消費者が長期間にわたり拘束される取引です。特定継続的役務提供に美容医療が追加され、医療行為を含む痩身や脱毛、にきび・しみなどの除去などの長期的なサービス契約の中途解約やクーリング・オフができるようになりました。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

消費生活相談窓口

☎0748-521-2500

お知らせ

「ぐるっと滋賀東おうみ スタンプラリー」開催中!!

東近江地域の観光施設等の86か所にスタンプを設置!!パンフレットのスタンプ欄に「近江八幡市・東近江市」で1か所、「竜王町・日野町」で1か所の計2か所でスタンプを押印し応募すると、抽選で素敵な賞品が当たります。地域にお住まいの皆さん、スタンプラリーに参加し、素敵な賞品をゲットしましょう!開催期間は12月16日(日)までです。

◆問い合わせ先

東近江観光振興協議会(東近江行政組合内) ☎0748-22-7621

平成30年度 要約筆記者養成講座 (手書きコース 前期) 受講者募集

要約筆記とは、発言者の話しを聞き、要約して書くことで、聴覚障害者にその場の話の内容を伝える通訳のことです。要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。

●とき/平成30年9月4日～平成31年2月5日 毎週火曜日午後1:30～4:30 全17回 ●ところ/滋賀県立聴覚障害者センター ●受講条件/全回受講可能な18歳以上の方 ●受講料/無料(テキスト代3,600円) ●申込締切/8月17日(金)まで

◆問い合わせ・申し込み先

滋賀県立聴覚障害者センター ☎077-561-6111

日野町戦没者追悼式 挙行のお知らせ

先の大戦での戦没者の霊を追悼するとともに恒久の平和を祈念して、平成30年度日野町戦没者追悼式を挙行します。ご遺族の方だけでなく、一般の方もぜひご参列ください。●とき/8月23日(木) 午後1:45～ ●ところ/わたむきホール虹

◆問い合わせ先

福祉保健課 福祉担当 ☎0748-52-6573

「戦没者遺児による慰霊 友好親善事業」参加者募集

先の大戦で父等を亡くされた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行なうとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的として「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。なお、この事業は厚生労働省から補助を受け実施しています。

●参加費/10万円

◆申し込み先

滋賀県遺族会事務局 ☎077-522-7227

※詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ先

日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

役場夏季集中休暇のお知らせ 8月13日(月)、14日(火)、15日(水)

夏季集中休暇の期間中は、必要最小限の職員で業務を行ないます。期間中は本庁舎の冷房運転および

室内照明等の電力使用を節減します。ご理解をお願いします。

◆問い合わせ先

総務課 総務担当 ☎0748-52-1211

町営バス運休のお知らせ

8月14日(火)、15日(水)、16日(木) 町営バスは上記のお盆期間中、運休します。利用者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552

9月のし尿収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

■…し尿収集はお休みです

し尿収集の予約は5日前までにクリーンぬのびき広域事業協同組合(☎0748-23-0107)へ申し込んでください。

相談室

●よろず相談

とき…毎週木曜日
午前9:00～正午
(受付 午前11:30まで)

ところ…勤労福祉会館1階相談室

●行政相談

とき…毎月第3木曜日
午前9:00～正午
(受付 午前11:30まで)
ところ…勤労福祉会館1階相談室

布引斎苑休苑日 9月5日(水)

町長懇談室

事前に①希望日、②懇談内容、③連絡先を担当までお知らせください。ご連絡いただいたときに日程調整いたします。

企画振興課 秘書広報担当 ☎0748-52-6550

休日診療の歯医者さん 8月 9月

8/11(祝)	宿院歯科医院	近江八幡市安土町下豊浦9221-2	☎0748-46-5682
8/14(火)	川南歯科医院	東近江市川南町1090	☎0748-42-0419
8/15(水)	マキノ歯科医院	東近江市中野町800-1	☎0748-24-5300
8/16(木)	富永歯科医院	近江八幡市千僧供町591-1	☎0748-37-7002
9/17(祝)	にしざわ歯科医院	東近江市春日町2-26	☎0748-25-2438
9/24(祝)	磯部歯科医院	近江八幡市鷹飼町711-1	☎0748-37-7272

◆問い合わせ先 一般社団法人湖東歯科医師会 ☎0748-20-2801